

Q



中小企業のM&Aに関して、リスクに備えた準備金が積立できる税制が創設されたとのことなのですが、詳しい内容を教えてください。

A

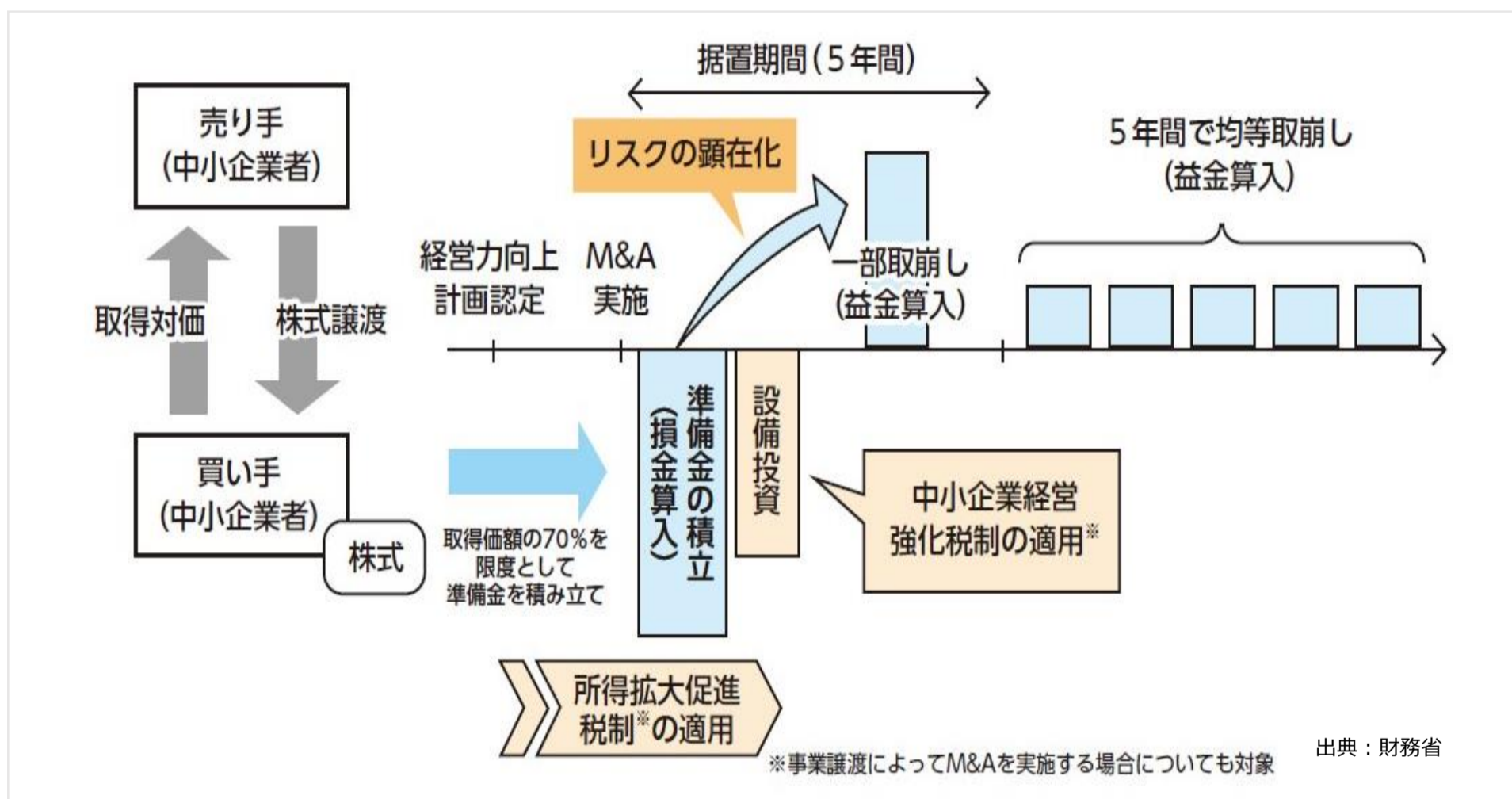


M&A実施後にリスクが顕在化して損失が生じるなどといったリスクに対して株式の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てることができ、積立金額は損金算入が可能です。

●改正概要●

中小企業事業再編投資損失準備金制度

青色申告書を提出する中小企業のうち**経営力向上計画（経営資源集約化装置（仮称）が記載されたものに限る。）**の認定を受けたものが、他の法人の株式等（**上限10億円**）を購入し、**株式等の取得価額の70%以下の金額**を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できる。



令和3年6月16日(改正中小企業等経営強化法の施工日)から令和6年3月31日までに経営力向上計画の認定を受けた株式等の取得に対して適用

POINT



この制度を用いることで税額の計算元となる所得が減るため、法人税相当額の資金が留保される結果となります。しかし、最終的には益金算入されるため、計画的な利用が必要です。